

社 援 発 0329 第 18 号
障 発 0329 第 17 号
老 発 0329 第 5 号
平成 31 年 3 月 29 日

都 道 府 県 知 事
政 令 市 ・ 中 核 市 長
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

} 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

厚 生 労 働 省 老 健 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令
の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑み
て当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について

介護分野における在留資格「特定技能」による外国人材の受入れについては、

- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）
- ・ 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・ 介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）
- ・ 「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成 30 年 12 月 25 日 法務省・警察庁・外務省・厚生労働省）
- ・ 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）
- ・ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令（平成 31 年法務省令第 7 号）

その他関係法令等の規定に基づき実施されるところ、本年 3 月 15 日に、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」（平成 31 年厚生労働省告示第 66 号。以下「告示」という。）が別添のとおり示され、本年 4 月 1 日から適用される。

については、告示の解釈、適用等については下記のとおりであるので、御了知願いたい。

また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第一 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準（告示第2条）

1 1号特定技能外国人を受け入れる事業所が行う業務（告示第2条第1号）

告示第2条第1号に規定する「介護等の業務」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する「介護等の業務」であって、介護福祉士試験の受験資格の認定において「介護等の業務」に従事したと認められるものであること。

具体的には、技能実習制度と同様、「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則』に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日 社援発0929第4号、老発0929第2号）（別紙1）のとおりであること。

2 介護分野における特定技能協議会（告示第2条第3号から第5号まで）

介護分野における特定技能協議会の構成員となるための加入手続きについては、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html）を参照すること。

第二 1号特定技能外国人の配置基準上の取扱いについて

1 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人については、法令に基づく職員等の配置基準において、就労と同時に職員等とみなす取扱いとしても差し支えないものであること。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

2 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該1号特定技能外国人を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

(別紙1)対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通勤寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護
定介護予防訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
※2 訪問系サービスに従事することは除く。
※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
介護医療院
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る)

病院又は診療所
病院
診療所

○厚生労働省告示第六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準を次のように定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十五日

厚生労働大臣 根本 匠

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準

（介護分野における一号特定技能外国人として上陸しようとする者の基準）

第一条 介護分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項

の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条 介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うお
うとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を受け入れる事業所が
、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであるこ
と。

二 一号特定技能外国人を受け入れる事業所において、一号特定技能外国人の数が、当該事業所の
日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の介護の在留資格、五の表の特定活動の

在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。

三 厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、一号特定技能外国人を受け入れていない機関にあつては、一号特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。

四 協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。